○文部科学省告示第百六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（彫刻の部）

上欄 名称及び員数	上欄 指定告示	中欄 名称及び員数	下欄 所有者	下欄 所有者の住所
石造阿弥陀如来及両脇侍像　三軀 中尊の光背裏面に元仁二年四月十日開眼の刻銘がある	昭和三十八年文化財保護委員会告示第二十八号	石造弥勒仏立像　一軀	宗教法人石像寺	京都府京都市上京区千本通上立売上る花車町五〇三
木造（軍荼利明王立像 大威徳明王坐像）　二軀	昭和十五年文部省告示第五百七十二号	木造不動明王坐像　一軀 一夢信孝関係資料　四十一点 （大威徳明王像々内納入）	宗教法人大覚寺	京都府京都市右京区嵯峨大沢町四
木造騎獅文殊菩薩及脇侍像　四軀 文殊菩薩像内に建仁三年、巧匠安阿弥陀仏の銘がある 附　仏頂尊勝陀羅尼・文殊真言等　一巻 奥に承久二年病比丘空阿弥陀仏とある	明治三十四年内務省告示第五十四号	木造住吉明神立像　一軀 像内に慶長十二年、南都大仏師宗印等の銘がある	宗教法人文殊院	奈良県桜井市大字阿部六四五
木造釈迦如来坐像　一軀 胎内ニ仁平元年ノ銘アリ	明治四十四年内務省告示第三十五号	木造菩薩立像　二軀 木造二天王立像　二軀	宗教法人豊楽寺	高知県長岡郡大豊町寺内三一四

○文部科学省告示第百七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（書跡・典籍の部）

上欄 名称及び員数	上欄 指定告示	中欄 名称及び員数	下欄 所有者	下欄 所有者の住所	
醍醐寺聖教類　一万六千四百四十一点	平成十二年文部省告示第百十九号	醍醐寺聖教類　二万四千二百三十五点	醍醐寺聖教類　四万六百七十六点	宗教法人醍醐寺	京都府京都市伏見区醍醐伽藍町一